

豊川市監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年1月10日

豊川市監査委員	武	田	久	計
同	鈴	木	篤	男
同	神	谷	謙	太郎

別紙

財政援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の対象団体及び所管部署

(1) 対象団体

公益社団法人豊川文化協会

(2) 所管部署

市民部文化振興課

2 監査の範囲

(1) 対象団体

令和3年度公益社団法人豊川文化協会会計

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(2) 所管部署

令和3年度一般会計

(上記団体関係分)

3 監査の実施期間

令和4年9月30日～令和4年11月16日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 対象団体

ア 財政援助の目的、内容について

イ 交付の金額、時期、方法、手続等について

ウ 対象事業等の執行について

エ 出資の目的、内容について

オ 会計経理、財産管理について

(2) 所管部署

- ア 財政援助の目的、内容について
- イ 交付の金額、時期、方法、手続等について
- ウ 対象事業等の執行について
- エ 出資の目的、内容について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【公益社団法人豊川文化協会】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【市民部文化振興課】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。